

2024-8 税務・労務・法務情報

・ RR (Revenue Regulation)

2024-13 台風カリナ被災地域への申告期限延長措置

被災地の納税者（RDO毎に指定）に対して、各種確定申告の申告・納税期限を延長しています。納期限が7月25日のものを7月31日まで延長する内容であり、被災者にとって1週間程度の延長が何の役に立つのかと思えます。チグハグな支援策です。

2024-14 差押物件の処分手続き規定

物品税滞納による差し押さえられた輸入物品について当局の処分方法について以下の通り再確認しています。

1. 公売
2. 2回の公売が成立しなかった場合は、一般売却処分
3. BIRの独自使用
4. BIRの独自使用に適さないものは他の役所への寄付
5. 破壊処分

2024-15 個人事業主のBIR登録義務違反罰則規定（イーコマース事業課税強化）

デジタルビジネスへの課税強化は各国が注力しているところです。本年2月号にて触れておりますが、RR23-16（ネット運営事業者に対する源泉徴収義務）により、ネット販売業者への支払いについて源泉徴収義務を課すこととなっています。

本規則はイーコマース事業を行う個人事業者に対してその事業登録を積極的に促そうとするものです。消費者保護の観点からだとしています。

（事業登録）

1. 実際の店舗販売を行う事業者は、その本店、支店住所地の所轄税務署への登録
2. 店舗販売事業を行うと共にイーコマース、オンラインビジネスに従事する者は、オンライン上の販売者名を追加登録。（支店登録ではない）
3. イーコマース、オンラインビジネスのみを行う者は、居住地の所轄税務署への登録

（登録証の掲示）

ウェブサイト上に電子コピーを掲載

（未登録事業の停止・廃止命令）

BIR局長は未登録事業者に対し事業停止・廃止命令を発することができ、ペナルティーの対象となる。

（イーコマースプラットフォームの提供者の義務）

プラットフォーム提供者が、利用者のBIR登録を確認しない場合は、犯罪行為とみなされ、BIRの求めに応じて利用者の情報を提供しなければならないとしています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)